

答新規ページ作成時に掲載場所を選択することにあっており、従前のページを更新する場合は、新着とするか否かの選択を、内容によって各課の担当者の判断で行っているため、各関係課長、各担当者とも協議をしながら、今後対応していく。

**国庁舎施設の案内など更新されていない情報は速やかに更新できないか。**

答前回のご質問後、各課に周知し是正を行ったところであるが、再度各課への周知徹底を図り、更新されていない情報は、速やかに更新するように促していきたいと考えている。

◆末 廣 啓 議員

**【交通弱者対策について】**

**国町営バスを愛治、日吉以外にも運行することは考えていないか。**

答現在、運行している愛治線と日吉線は、もともと宇和島自動車、国鉄バスが運行されていた地域の廃線に伴う措置として、町営バスを運行している経緯がある。原則、現在、公共バスが運行されている路線には、町営バスの運行は認められていないので、新たに町営バスを運行することは考えていない。ただし、新たな地域独自の交通弱者対策等を検討しているところであり、三島地区において、住民輸送運行形態について、説明会を開催し、現在自治会を中心に協議していただいているところである。

**国病院等へ通う方への対策として、住民主導での乗合自動車、福祉バス等の運行はできないか。**

答公共交通機関等の路線から距離があり、診療所、または病院へ通院するための交通手段のない交通弱者の方々を

送迎する方法について、診療所を所管している町民生活課と、北宇和病院を所管している保健介護課において、検討している。具体的な内容をお示しするところまでには至っていないが、町の直営やタクシー等の民間の活用などにより、交通弱者の方々を送迎し、誰でも医療を平等に受けられるように、その実施の可否も含め検討するよう指示をしているところである。

**国免許証返納者の対応として、現在は返納後3年間のみタクシー補助券、ガソリン給油券が交付されているが、この制度を延長する考えはないか。**

答鬼北町運転免許証自主返納支援事業の趣旨は、「高齢者の運転による交通事故を防止するため高齢者の運転免許証の自主返納を支援する」というものであり、免許返納による移動環境の激変緩和策として、また、高齢者の方の免許証返納の動機づけとして、一定の役割を果たしているものと考えており、期間の延長については考えていない。

**【シルバー人材センターについて】**

**国現在の会員数は、男女別に何人か。**

答4月末日現在で、対前年度比4名増の26名の方が会員として登録しており、男女の内訳は、男性が21名、女性が5名となっている。

**国作業種別として、主にどのような作業をしているのか。**

答作業種別としては草刈が主で、その他に庭木の伐採、墓掃除、野菜などの収穫等の作業を請け負っている。

**国作業種別を、今後さらに増やしていく考えはあるか。**

答作業の請負に当たっては、会員の作業可能なものがあれば随時作業種別を

増やし、依頼者からのニーズに対応できるように日々務めているところである。

**国現在まで、会員の作業中での事故、けが等の発生はないか。**

答作業中の会員のけが等の発生はないが、草刈の作業中に、草刈機の跳ねた石が、作業現場付近の住宅のガラスに傷をつけた事例があり、センターが加入している損害保険で修繕の対応をしたところである。

**国利用者からの苦情等は発生していないか。**

答作業等に当たり、センターおよび作業に従事した会員に対する依頼主からの苦情は、発生していないと聞いている。

**国令和2年度の業務の受注件数および受注額はどれくらいの実績だったか。**

答令和2年度の業務実績は、全体では受注件数が211件、受注金額は585万8千円となっている。その内訳は、公共機関からの受注件数は44件で、受注金額は102万3千円である。また、民間等からの受注件数は167件、受注金額は483万5千円で、内訳は、企業からの受注件数が42件、受注金額は209万9千円、その他個人からの受注件数が125件、受注金額は273万6千円である。

◆山 本 博 士 議員

**【道の駅について】**

**国道の駅に個人で出されている惣菜、漬物などの食品関係について、食品衛生法の許可が必要になってくるということであるが、個人で出されている方への支援はどうされるのか。**

答惣菜については、現在許可制となっており、新たに許可を取る必要はない。

漬物は、現在、道の駅に出荷されている方々は、食品衛生法の営業の事業継続における経過措置として、令和6年5月31日までに営業許可を取る必要がある。個人で出荷されている方への支援については、道の駅と協議の中でどのような支援が必要か、また、個人出荷者が引き続き出荷できるようにするための道の駅としての対応策等について、町と道の駅、個人出荷者で話し合いを重ねながら、令和6年5月までに漬物製造業を希望される個人出荷者が営業できるような支援に努めていきたいと考えている。

**【消防団員の待遇改善について】**

**国団長、副団長、分団長、班長、一般団員の年額報酬はいくらか。**

答団長が17万円、副団長が11万9千円、分団長が8万8千円、班長が2万9千円、団員が2万3千円である。

**国出動手当はいくらか。引き上げは考えているのか。**

答出動手当は、1回の出勤につき、1人当たり2千200円である。これらの年額報酬および出動手当は、令和2年度から適用しており、県内20市町の中では、平均的な額となっている。また、今年4月、消防庁から自治体に向けて、報酬の基準についての通知が出されたが、この通知で示された年額報酬や出動手当の標準額は、県内市町の平均を大幅に上回っている。現在、県の消防防災安全課で、各市町の今後の対応について調査が行われており、鬼北町においても、県内の市町と情報共有を図りながら、地域防災活動の中核を担う消防団員の処遇改善に向けて、検討を行っていききたいと考えている。